

安城市監査公表 第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づく行政監

査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年2月22日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 武 田 文 男

平成29年度

行政監査結果報告

～市が事務を行う任意団体について～

安 城 市 監 査 委 員

第1 監査の概要

1 監査テーマ

市が事務を行う任意団体について

2 監査テーマ選定の趣旨

本市において、市民ニーズの多様化、高度化に柔軟に対応するため、協議会や実行委員会などの任意団体（以下「団体」という。）が設置され、本市の職員が事務を行っている実態がある。

これらの団体は、市とは異なる組織であり、取り扱う現金も公金とはならないため、地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、団体独自の運営が行われる。

このことから、市が事務を行う団体の概要を調査し、公共性、効率性、自主自立の視点で検証を行い、今後の適正な事務執行の確保を図り、もって、本市の行財政改革の推進に資することを目的とする。

3 監査の対象

平成28年度に事務を行い、平成29年度も引き続き事務を行っている団体を対象とする。ただし、法人格があるもの、法律又は条例に基づき設置された審議会等の附属機関、地方公共団体等で構成される団体で、持ち回りにより当番市等に事務局が置かれるものを除く。

4 監査の着眼点

監査の実施にあたり、想定されるリスクを踏まえ、全国都市監査委員会において策定した都市監査基準を準拠し、次の主な着眼点を定め、監査を実施した。

- （1）団体の事務を取り扱う根拠は明確にされているか。また、市が事務を行う必要性はあるか。
- （2）団体の運営に必要な会則又は規約、経理事務等に関する規程は整備されているか。
- （3）事務処理は適正に行われているか。
- （4）会計帳簿等は適正に整備されているか。また、会計事務に関するチェック体制は確立されているか。

(5) 通帳、現金及び通帳届出印の管理方法は適正か。

(6) 団体における監査は、適切に行われているか。

5 監査の期間

平成29年9月25日(月)～平成30年1月31日(水)

6 監査の主な実施内容

監査の対象となる団体を把握するため、全部署に対して調査票の提出を求め、団体の運営等の状況について確認した。その後、報告のあった団体のうち、団体の設立目的・事業内容、市職員の事務従事の在り方、会計処理方法などを考慮し、次の20団体を抽出し、個別に書類等の審査を行い、関係職員から聞き取りを行った。

なお、監査対象の団体であるかは、記載された要件に基づき判断した。

<抽出調査対象団体>

安城保護区協力雇用主会	桜井地区連合町内会(5日会)
安城市BBS会	桜井地区連合町内会(敬老会 他3事業)
あんぷくまつり実行委員会	桜井地区文化財保存会
安城市日中友好農業研修協力会	桜井地域活性化推進協議会
安城市消費生活展実行委員会	安城市スカウト連絡協議会
安城市観光協会	安城市青年団協議会
安城530運動連絡会	安城シティマラソン・安城市民デンパーク 駅伝大会実行委員会
豊田安城線建設期成同盟会	県立学校体育施設スポーツ開放運営委員会
安城市教育機器研究会	安城市吹奏楽フェスティバル実行委員会
安城市派遣研究会	安城の三河万歳後援会

第2 監査の結果

1 全件調査結果

提出された調査票を集約した結果、監査対象となる団体を所管する部署は22課、団体は60団体である。

また、補助金等の財政援助を受けている団体は39団体（65.0％）あり、そのほかの21団体は、人的援助を受けている。

部署別団体数は、次表のとおりである。

<所管部署別団体数の状況>

所管部署名	団体数	うち補助金等交付団体	所管部署名	団体数	うち補助金等交付団体
秘書課	1	0	商工課	3	3
人事課	1	0	環境都市推進課	3	0
財政課	1	0	ごみゼロ推進課	2	1
市民協働課	2	2	土木課	1	1
市民安全課	1	0	都市計画課	1	1
危機管理課	1	1	公園緑地課	1	0
社会福祉課	6	4	区画整理課	1	1
障害福祉課	1	1	学校教育課	5	5
高齢福祉課	1	1	生涯学習課	13	5
健康推進課	1	1	スポーツ課	3	3
農務課	8	8	文化振興課	3	1
合 計				60	39

注）「補助金等」は、市からの補助金、負担金、委託料をいう。

（1） 団体が設置されている目的

区 分	団体数	割合（％）
イベント事業	11	16.4
調査・研究・研修事業	12	17.9
地域・住民との連絡・調整・連携事業	27	40.3
その他事業	17	25.4
合計	67	100.0

（複数回答）

注）割合については、小数点第2位で四捨五入し、合計と内訳の計が一致するように端数処理がしてある場合がある。以下同じ

その他事業は、普及事業、要望事業等である。

(2) 団体の設立経過年数

区分	10年未満	10～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40年以上	不明	計
団体数	8	9	8	8	26	1	60
割合(%)	13.3	15.0	13.3	13.3	43.4	1.7	100.0

団体設立後、経過年数が30年以上の団体が34団体(56.7%)となっている。

《意見①》

団体設立後、相当の期間を経過している団体が多くあり、設立当初の必要性や設立目的等が変わっていないか、定期的に検証をされたい。

(3) 団体の代表者

区分	市職員	市職員以外	計
団体数	6	54	60
割合(%)	10.0	90.0	100.0

(4) 団体の事務局

区分	市庁舎内	市庁舎外	計
団体数	57	3	60
割合(%)	95.0	5.0	100.0

市庁舎外に事務局があるものの、市職員が事務を行っている団体が3団体(5.0%)となっている。

(5) 団体の事務を行っている職員数

区分	部長級	課長級	補佐・係長級	主査・主事級	任期付・再任用	臨時職員	計
団体数	7	14	29	46	12	6	114
割合(%)	6.1	12.3	25.4	40.4	10.5	5.3	100.0

(複数回答)

(6) 市職員の事務

区分	事業実施	活動支援	会計事務	会議等運営	その他	計
団体数	27	30	44	43	7	151
割合(%)	17.9	19.9	29.1	28.5	4.6	100.0

(複数回答)

職員の事務内容で最も多かったのは会計事務 29.1%である。続いて会議運営等 28.5%、活動支援 19.9%となっている。

(7)団体の事務に従事している服務の手続き

区分	事務分掌規則	職務明細書	職務専念義務免除	根拠等なく慣例	計
団体数	1 6	3 6	0	8	6 0
割合 (%)	26.7	60.0	0.0	13.3	100.0

団体事務に従事する服務の手続きについては、「職務専念義務免除」はなく、「職務明細書」及び「事務分掌規則」で従事している団体がほとんどであるが、「根拠等なく慣例」で従事している団体が 8 団体(13.3%)となっている。

《指導事項①》

市職員は、地方公務員法第 3 5 条により職務に専念する義務が課せられているため、団体の事務に従事するには、「職務専念義務を免除」するか、当該事務に従事させる「職務命令」を行う必要がある。

したがって、根拠なく慣例によって、業務を行うことは適切ではなく、事務分掌規則に規定するか職務明細書または決裁文書に基づいて職務命令を行い、市がなすべき職務である根拠を明確にされたい。

(8)団体の28年度決算総額

区分	10 万円未満	10～50 万円未満	50～100 万円未満	100～500 万円未満	500 万円以上	不明	計
団体数	3	1 1	1 6	2 1	8	1	6 0
割合 (%)	5.0	18.3	26.7	35.0	13.3	1.7	100.0

団体の予算規模で最も大きかったのは、100～500 万円未満で 2 1 団体(35.0%)であり、500 万円以上の団体が 8 団体(13.3%)となっている。

(9)団体の収入

区分	本市からの補助金等の収入のみで運営	本市以外の収入で運営	双方の収入で運営	計
団体数	1 2	2 1	2 7	6 0
割合 (%)	20.0	35.0	45.0	100.0

最も多かったのは、双方の収入で運営している団体で 2 7 団体(45.0%)となっている。

(10)補助金等を受けている場合(39団体)

ア 補助金等交付事務(市の事務)と団体の事務の区分

区 分	団体数	割合(%)
それぞれ別の職員で実施	1 0	25.6
ともに同一の職員で実施	2 8	71.8
団体の申請は市職員以外で実施	1	2.6
合 計	3 9	100.0

市の補助金等の交付を受けている39団体のうち、団体の事務局としての申請事務と所管部署としての交付事務を同一の職員が担当している団体が28団体(71.8%)となっている。

《注意事項①》

透明性の確保及びチェック機能強化の観点から別々の職員で事務をされ、所管部署として、使途が具体的に確認できる実績報告を求め、交付要綱の規定と実績報告が適合していることが適正に確認できるような体制をとられたい。

イ 補助金等が団体の収入に占める割合

区分	30%未満	30～50%未満	50～80%未満	80～100%未満	100%	計
団体数	9	5	7	6	1 2	3 9
割合(%)	23.1	12.8	17.9	15.4	30.8	100.0

ウ 市補助金にかかる運用基準、要綱等は整備されているか。

区分	整備されている	整備されていない	計
団体数	2 0	0	2 0
割合(%)	100.0	0.0	100.0

(補助金交付団体数：20 負担金・委託料：19 以下同じ)

エ 市補助金の見直しは社会情勢や行政需要の変化等を踏まえた見直しがされているか。

区分	定期的に見直しを行っている	見直しを行っていない	計
団体数	1 1	9	2 0
割合(%)	55.0	45.0	100.0

補助金交付要綱の見直しを定期的に行っていない団体が9団体(45.0%)となっている。

《意見②》

補助金は、社会情勢や行政需要の変化等を踏まえる必要性に加え、補助している団体の活動内容が変更になることもあることから、定期的に見直しをされたい。

(11)平成28年度決算額の繰越額

区分	なし	10万円未満	10～20万円未満	20～30万円未満	30～50万円未満	50万円以上	計
団体数	12	7	4	2	6	8	39
割合(%)	30.8	17.9	10.3	5.1	15.4	20.5	100.0

(補助金等の交付を受けている39団体を対象とする。)

(12)平成28年度決算額に対する繰越額の割合

区分	0%	10%未満	10～30%未満	30～50%未満	50～80%未満	80～100%以上	計
団体数	12	9	11	2	4	1	39
割合(%)	30.8	23.1	28.2	5.1	10.2	2.6	100.0

(補助金等の交付を受けている39団体を対象とする。)

市から補助金等を受け、繰越額が50%以上ある団体が5団体(12.8%)となっている。

《意見③》

公費の適正な執行の観点から、団体の予算編成時において、繰越額の予算に対する割合に応じて、収入金額を抑制する必要があるかを検証したうえで執行されたい。

また、長期的な資金計画を立案し、具体的な執行予定があり長期的に保管する必要がある場合は、積立金等として支出計画を定めて定期預金等により適切に管理することを検討されたい。

なお、所管部署としても補助金額が適正であるかを検証されたうえで交付事務をされたい。

(13)団体の会則等の制定

区分	有	無	不明	計
団体数	50	8	2	60
割合(%)	83.4	13.3	3.3	100.0

団体の会則等の制定を行っていないまたは不明な団体が10団体(16.6%)となっている。

《指導事項②》

会則等は、団体の設置・運営の根拠となるものであり、事務局の設置を明確にするものであるため、制定されていない団体は早急に整備を図られたい。

(14) 団体の決裁規程の制定

区分	有	無	不明	計
団体数	1	57	2	60
割合(%)	1.7	95.0	3.3	100.0

団体の決裁規程の制定は、1団体のみで、57団体(95.0%)が規定なしとなっている。規定なしの団体の中には、所管部署の所属長の決裁を得て処理している団体が見受けられた。

《意見④》

決裁規程は、権限や責任を明確にするものであるため、整備を検討されたい。

(15) 団体の会計規程の制定

区分	有	無	不明	計
団体数	4	44	1	49
割合(%)	8.2	89.8	2.0	100.0

(通帳を保有し、会計処理を市職員が行っている49団体を対象とする。)

団体の会計規程の制定は、4団体のみで、44団体(89.8%)が規定なしとなっている。規定なしの団体の中には、所管部署の所属長の決裁を得て処理している団体が見受けられた。

《意見⑤》

会計規程は作成すべき帳簿類や会計処理方法などを明らかにし、団体の出納処理を行う基準となるものであり、会計事務の透明性の確保や説明責任を果たすため、整備をされたい。特に予算規模が大きい団体は早急に整備されたい。

(16) 団体の会則等に事務局を市庁舎内に置く規定

区分	有	無	事務局は市庁舎外	計
団体数	44	13	3	60
割合(%)	73.3	21.7	5.0	100.0

事務局として事務を行っているものの会則等に事務局を置く規定がない団体が13団体(21.7%)となっており、「事務局は市庁舎外」と規定されているものの事

事務局を行っている団体が3団体(5.0%)となっている。

《注意事項②》

市と団体は異なる組織であるため、市が特定の団体を支援して事務局を担う根拠について、会則等に規定して明確にする必要があるため、規定がない団体は整備されたい。なお、事務局が市庁舎外にあるものの、事務局が行うべき事務を市が担っている団体は、会則等で規定されている事務局へ事務を移管すべきか、事務局を市庁舎内に置く規定を会則等に規定すべきか検証し、調整または整備をされたい。

(17)団体の会計処理への従事

区分	市職員が実施	市職員以外が実施	市職員と市職員以外 双方で実施	出納事務なし	計
団体数	43	10	6	1	60
割合(%)	71.7	16.7	10.0	1.6	100.0

(18)団体の会計処理を市職員が行っている場合

ア 収入支出に係る金銭出納簿の整備

区分	有	無	計
団体数	38	11	49
割合(%)	77.6	22.4	100.0

(通帳を保有し、会計処理を市職員が行っている49団体を対象とする。以下同じ)

金銭出納簿の整備がされていない団体が11団体(22.4%)となっている。

《注意事項③》

金銭出納簿は、現金の出入りを記帳し、現金残高や現金の動きを管理する帳簿であり、収支状況の把握や現金預金残高の照合の際に必要な。収入支出の頻度や取り扱う金額の多少にかかわらず作成することを検討されたい。

イ 金銭出納簿の検査

区分	団体数	割合(%)
団体の監査機関が実施	28	52.8
事務を行っている市職員の上席者が実施	12	22.6
事務を行っていない職員が実施	2	3.8
行っていない	11	20.8
計	53	100.0

(複数回答)

金銭出納簿の検査が行われていない団体が11団体(20.8%)となってる。また、所管部署としての検査を行っておらず、監査機関の監査の実施のみとなっている団体が28団体(52.8%)となっている。

《指導事項③》

団体監査機関の監査だけでなく、金銭出納簿と預金残高の確認を複数の者が毎月確認するなど、会計処理が適正に行われているかの検査体制の整備をされたい。収支の動きが少ない団体においても、現金預金管理の重要性を認識し定期的な実施をされたい。

また、検査を行った場合は、実施者が出納簿に押印するなど記録を残されたい。

ウ 現金の取扱い

区分	有	無	計
団体数	42	7	49
割合(%)	85.7	14.3	100.0

口座振込の方法以外に、現金の取扱いがある団体が42団体(85.7%)となっている。

《注意事項④》

現金を取り扱う場合は、長期間保有することなく、すみやかに精算するなど早期処理を徹底されたい。なお、当日精算できない場合は、現金出納簿を作成し、定期的に精算することが望ましい。立替払は、公金に準じて極力行わず、やむを得ない場合は必要最低限とし、立替えの記録を支出調書に残すとともに、使途の記載のある領収書を受領のうえすみやかに精算し、立替者の領収印を受領されたい。

また、安全性の観点から、現金での支払いがやむを得ない場合を除き、口座振込の方法により支払いをする体制をとられたい。

エ 収入・支出調書の整備

区分	有	無	計
団体数	35	14	49
割合(%)	71.4	28.6	100.0

収入支出調書の不整備が14団体(28.6%)となっている。

《注意事項⑤》

団体の会計事務であっても、公金に準じて適正に処理する必要があり、不正防止の観点からも、収入支出調書を作成していない団体は早急に整備され、承認のうえ、入出金をする体制を整備されたい。

オ 総会の開催

区分	有	無	計
団体数	3 7	1 2	4 9
割合 (%)	75. 5	24. 5	100. 0

総会が開催されていない団体が 1 2 団体 (24. 5%) となっている。

《注意事項⑥》

予算や事業計画または決算や事業報告を行うため、総会等を開催して承認を得る必要があるが、承認を得ていない団体は総会等で承認を得るよう整備を図られたい。

また、予算及び事業計画が変更になった場合に承認を得ていない団体は、承認のうえ執行する体制を整備されたい。

カ 団体の監査実施

区分	有	無	計
団体数	3 5	1 4	4 9
割合 (%)	71. 4	28. 6	100. 0

団体の監事による監査が行われていない団体が 1 4 団体 (28. 6%) となっている。

《注意事項⑦》

監事による監査は、団体の適正な財務会計の執行を担保し、透明性を確保するために必要である。監査を行っていない団体は、会則等で監事の選任などの必要事項の整備及び決算時の監査を行うことにより管理体制の強化を図られたい。

キ 預金通帳の保有

区分	有	無	計
団体数	4 9	0	4 9
割合 (%)	100. 0	0. 0	100. 0

(ア)通帳と届出印の管理状況

区分	団体数	割合(%)
同一の職員が保管	2 8	56.0
別々の職員が保管	2 0	40.0
団体が保管	2	4.0
計	5 0	100.0

(通帳を複数所有の団体で名義が異なる場合は複数回答 以下同じ)

(イ)通帳保管(管理)者

区分	部長級	課長級	課長補佐・ 係長級	主査・ 主事級	任期付・再任 用・臨時職員	任意団体	計
団体数	0	4	1 7	2 3	6	2	5 2
割合(%)	0.0	7.7	32.7	44.2	11.5	3.9	100.0

(ウ)通帳届出印の保管(管理)者

区分	部長級	課長級	課長補佐・ 係長級	主査・ 主事級	任期付・再任 用・臨時職員	任意団体	計
団体数	0	1 9	1 3	1 7	2	2	5 3
割合(%)	0.0	35.8	24.5	32.1	3.8	3.8	100.0

(エ)通帳の名義

区分	市職員課長級	市職員 補佐・係長級	市職員担当者	市職員以外	計
団体数	1 6	7	4	2 4	5 1
割合(%)	31.4	13.7	7.8	47.1	100.0

(オ)通帳及び届出印の管理状況保管場所

区分	通帳・届出印とも に施錠あり	どちらか一方 施錠あり	通帳・届出印とも に施錠なし	計
団体数	3 7	1 1	1	4 9
割合(%)	75.5	22.5	2.0	100.0

区分	保管庫	担当者の事務机内	上席者の事務机内	計
団体数	4 0	9	1 5	6 4
割合(%)	62.5	14.1	23.4	100.0

(複数回答)

通帳と届出印を同一職員で管理している団体が28団体(56.0%)となっており、施錠のない場所で保管されている団体が12団体(24.5%)となっている。

《注意事項⑧》

通帳と届出印の管理を同一職員が行っている場合は、担当者一人で現金引き出しが可能になることや防犯上の問題から、別々に管理するよう改められたい。

また、保管場所が同一の団体があるが、容易に持ち出しができることから別々に保管されたい。

なお、施錠のない場所で保管されている団体については、別々に施錠のある場所で保管されたい。

ク キャッシュカードの保有

区分	有	無	計
団体数	2	4 7	4 9
割合 (%)	4.1	95.9	100.0

(ア)カード保管者

区分	部長級	課長級	補佐・係長級	主査・主事級	任期付・再任用・臨時職員	任意団体	計
団体数	0	0	1	0	1	0	2
割合 (%)	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0

(イ)カードの名義

区分	市職員課長級	市職員補佐・係長級	市職員担当者	市職員以外	計
団体数	0	1	0	1	2
割合 (%)	0.0	50.0	0.0	50.0	100.0

(ウ)カードの管理状況保管場所

区分	施錠あり	施錠なし	計
団体数	2	0	2
割合 (%)	100.0	0.0	100.0

区分	保管庫	担当者の事務机内	上席者の事務机内	計
団体数	2	0	0	2
割合 (%)	100.0	0.0	0.0	100.0

キャッシュカードを作成している団体が2団体(4.1%)となってる。

《注意事項⑨》

キャッシュカードは、担当者が容易に現金を引き出すことができる利便性が高い反面、担当者の裁量で入出金ができるなど不正につながるリスクを負っている。リスク管理の観点から作成は極力やめるべきである。しかし、やむを得ず必要がある場合は、管理職(決裁者)が保管し、事前に支出決定行為を行い、通帳と併せて使用されたい。また、利用状況や通帳の残高確認を徹底するなど、厳重に管理されたい。

(19)備品台帳の整備

区分	有	無	備品なし	不明	計
団体数	5	10	43	2	60
割合(%)	8.3	16.7	71.7	3.3	100.0

備品台帳を備えていない団体が10団体(16.7%)となっている。

《注意事項⑩》

長期間保有する備品は、市の規程に準じて備品台帳を整備し、市の所有する備品と区分できるように、団体名を記載するなど管理体制を整備されたい。

(20)財産台帳の整備

区分	有	無	財産なし	不明	計
団体数	3	2	54	1	60
割合(%)	5.0	3.3	90.0	1.7	100.0

財産を保有しているが、財産台帳が整備されていない団体が2団体(3.3%)となっている。

《注意事項⑪》

財産を保有する場合、財産台帳を整備されたい。

(21)団体の適正な事務執行に関する指導

区分	文書指導の実施	口頭指導の実施	指導していない	計
団体数	3	14	43	60
割合(%)	5.0	23.3	71.7	100.0

指導をしていない団体が43団体(71.7%)となっている。

《意見⑥》

団体が適正な事務執行が行えるよう、所管部署として、チェックを行い、指導できる体制をとることが望ましい。

(22)事務処理マニュアルの整備

区分	有	無	計
団体数	8	5 2	6 0
割合(%)	13.3	86.7	100.0

マニュアルの整備がされていない団体が5 2団体(86.7%)となっている。

《意見⑦》

事務処理上のミスやトラブルを防ぐためにも、基本的な事務手続きについてマニュアルの整備をされたい。

(23)団体の事業は目的に見合った成果が得られているか

区分	団体数	割合(%)
十分得られている	5 2	86.7
概ね得られているが、事業の見直しが必要	7	11.7
あまり得られていない	1	1.6
計	6 0	100.0

(24)団体のあり方についての検討

区分	団体数	割合(%)
検討予定なし	4 2	70.0
今後検討予定	8	13.3
検討しているが、結論はでない	1 0	16.7
計	6 0	100.0

(25)団体の必要性

区分	団体数	割合(%)
継続が必要と考える	4 9	81.7
統廃合を検討する必要がある	6	10.0
充実強化する必要がある	4	6.7
廃止を検討する必要がある	1	1.6
計	6 0	100.0

統廃合を検討している事務局は6団体(10.0%)となっており、廃止を検討している事務局は1団体(1.6%)となっている。

(26) 今後の市職員の団体への事務従事のあり方

区分	団体数	割合(%)
現状維持が妥当と考える	4 6	76.7
早期に団体へ移管すべきと考える	1	1.7
段階的に団体へ移管すべきと考える	1 1	18.3
拡充すべきと考える	0	0.0
その他	2	3.3
計	6 0	100.0

早急または段階的に団体へ移管すべきと考えている事務局は 1 2 団体(20.0%)となっている。その他は、「会則どおりに事務局と規定されている団体へ移管すべき」「現状維持がやむを得ない」となっている。

(27) 市庁舎に事務局を置いている場合、必要性

区分	団体数	割合(%)
やむを得ない	3 9	65.0
望ましい	1 6	26.7
団体へ移管する必要あり	4	6.7
その他	1	1.6
計	6 0	100.0

「やむを得ない」または「団体へ移管する必要あり」としている事務局は 4 2 団体(70.0%)となっている。その他は、「規定で事務局となっている団体へ移すべき」となっている。

(28) 市が事務を行う必要性

	団体数	割合(%)
やむを得ない	4 4	73.3
望ましい	1 0	16.7
団体へ移管する必要あり	6	10.0
その他	0	0.0
計	6 0	100.0

「やむを得ない」または「団体へ移管する必要あり」としている事務局は 5 0 団体(83.3%)となっている。

(29)同様の団体の他市の状況

区分	団体数	割合(%)
事務局が市にあり、市職員が事務を行っている	3 9	63. 9
事務局が外部団体にあり、市職員が事務を行っている	0	0. 0
市職員は事務を行っておらず、自主運営されている	3	4. 9
不明または同様の団体がない	1 9	31. 2
計	6 1	100. 0

(複数回答)

2 抽出調査結果

(1) 安城保護区協力雇用主会

ア 個別指導事項

(ア) 団体規約において会費が規定されているが、途中入退会の会費について定
めがなく、運用で減額している。収入の根拠となる規約の整備をされたい。

(イ) 実績報告書に決算書が添付されているが、補助金交付要綱に規定されてい
る対象経費かどうか不明確であった。要綱に沿った使途の確認ができる報告
をされたい。

また、所管部署として、団体の事業内容を再検証し、補助金交付要綱に規
定された補助額及び補助対象経費の妥当性を検討されたい。

イ 全件共通事項

指導③

(2) 安城市BBS会

個別意見

団体運営は、会費及び助成金で行われており、監査等を団体会員で行うな
ど独立して活動されている。市は運営に関与しておらず、業務の一部を代行
していることから、市が事務局をする意義や事業との関連性を検証し、関与
する必要性を検証されることが望まれる。

(3) あんぷくまつり実行委員会

ア 個別指導事項

(ア) 事業内容が当初行われていた事業から変更になっていることから補助金交
付要綱に規定された補助額及び補助対象経費を実情に合わせて交付できるよ

うに要綱の見直しを検討されたい。

- (イ) 金銭出納簿が整備されておらず、検査もされていなかった。金銭出納簿と預金残高の確認を毎月確認するなど、会計処理が適正に行われているかの検査体制の整備をされたい。また、検査を行った場合は、実施者が出納簿に押印するなど記録として残されたい。

(4) 安城市日中友好農業研修協力会

共通事項

指導①③

(5) 安城市消費生活展実行委員会

個別意見

団体は、請け負った業務を再委託しており、運営に直接関わっていないことから、団体として事業を請け負う必要性について検討されることが望まれる。

(6) 安城市観光協会

個別意見

会則で会計年度を規定しているが、収入支出の会計処理状況から会計年度の運用が統一的でないと思われるため、統一的な運用ができるような体制を整備されたい。

(7) 安城530運動連絡会

個別意見

市で直接行われている施策と団体で行われている事業が類似しているため、混同しないよう区別して事業の実施をされたい。

(8) 安城市教育機器研究会

ア 個別指導事項

- (ア) 会則等は、団体の設置・運営の根拠となるものであり、事務局の設置を明確にするものであるため、早急に整備を図られたい。

- (イ) 金銭出納簿が整理されていなかった。金銭出納簿と預金残高の確認を複数の者が毎月確認するなど、会計処理が適正に行われているかの検査体制の整備をされたい。収支の動きが少ない団体においても、現金預金管理の重要性を認識し定期的な実施をされたい。また、検査を行った場合は、実施者が出納簿に押印するなど記録を残されたい。

イ 個別意見

団体の運営は市からの委託料で行われている。契約内容の履行が所管部署に

において確認できるよう、使途の妥当性を明確にした報告書等の提出を行い、所管部署としても妥当性を検証する体制をとられたい。

ウ 全件共通事項

指導①

(9) 安城市派遣研究会

ア 個別指導事項

(ア) 会則等は、団体の設置・運営の根拠となるものであり、事務局の設置を明確にするものであるため、早急に整備を図られたい。

(イ) 金銭出納簿が整理されていなかった。金銭出納簿と預金残高の確認を複数の者が毎月確認するなど、会計処理が適正に行われているかの検査体制の整備をされたい。収支の動きが少ない団体においても、現金預金管理の重要性を認識し定期的な実施をされたい。また、検査を行った場合は、実施者が出納簿に押印するなど記録を残されたい。

イ 個別意見

団体の運営は市からの委託料で行われている。契約内容の履行が所管部署において確認できるよう、使途の妥当性を明確にした報告書等の提出を行い、所管部署としても妥当性を検証する体制をとられたい。

ウ 全件共通事項

指導①

(10) 桜井地区連合町内会（5日会）

個別指導事項

市に事務局を置くことができるのは、市事業・事務と何らかの関連がある場合であるが、団体で行われている事業内容から関連性が低いため、市で事務を行う必要があるか再検討されたい。

(12) 桜井地区連合町内会（敬老会他3事業）

個別指導事項

市に事務局を置くことができるのは、市事業・事務と何らかの関連がある場合であるが、団体で行われている事業内容から関連性が低い事業が見受けられたため、市で事務を行う必要があるか再検討されたい。

(15) 安城市スカウト連絡協議会

ア 個別指導事項

補助金交付要綱に規定された補助金を他団体へ配分しているが、実績報告書

の審査の際に添付された決算書に計上された配分金額が要綱に沿った計上となっているかを所管部署として、確認する体制をとられたい。また、団体としても他団体へ配分した補助額の使途を確認されたい。

イ 個別意見

団体運営は、独立して活動しており、また、市は運営に関与しておらず、業務の一部を代行しているため、市に事務局において事務を行う必要性を再検討されることが望まれる。

(16) 安城市青年団協議会

個別意見

団体運営は、設立時の組織活動と大きく異なっていることから、団体の今後の在り方を検討されることが望まれる。

(17) 安城シティマラソン・安城市民デンパーク駅伝大会実行委員会

個別意見

概算払で支出した現金の金銭出納簿への記載方法が、精算後に記載する方法となっているものが見受けられた。金銭出納簿の検査の際に通帳と照合ができるように記載方法の見直しが望まれる。

(18) 県立学校体育施設スポーツ開放運営委員会

個別意見

市が事業に全面的に関与している現在の事業内容及び団体運営方法から、団体として事業を行う必要性について、再検討されることが望まれる。

(19) 安城市吹奏楽フェスティバル実行委員会

ア 個別指導事項

(ア) 会則等は、団体の設置・運営の根拠となるものであり、事務局の設置を明確にするものであるため、早急に整備を図られたい。

(イ) 金銭出納簿が整理されていなかった。金銭出納簿と預金残高の確認を複数の者が毎月確認するなど、会計処理が適正に行われているかの検査体制の整備をされたい。収支の動きが少ない団体においても、現金預金管理の重要性を認識し定期的な実施をされたい。また、検査を行った場合は、実施者が出納簿に押印するなど記録を残されたい。

イ 個別意見

市が直接運営に関与していることから、団体で事業を行う必要性を再検討されることが望まれる。

(20) 安城の三河万歳後援会

個別意見

運営上複数の通帳を使い分けているが、金銭出納簿の検査において、通帳との照合が不明確であるため、現金の動きが確認できる出入金の管理方法を検討されることが望まれる。

第3 監査の意見

今回の行政監査において、本市における団体の設置状況や職員の事務従事状況の実態について確認することができた。その中で、現金預金の管理、収入支出の決定、帳簿類の整備などの処理方法は、団体ごとに取扱いに差異が見られた。

市が事務局を担う場合、効率的に事務を遂行することができ、市の事業の補完的役割を果たしている一方、市の事務と団体の事務の区別が曖昧になりやすく、また、明確な法令等の規程がないことから、事務手続きが煩雑になることが懸念される。

監査の結果は、「第2 監査の結果」で調査項目ごとに述べたとおりであるが、個別調査の対象とならなかった他の団体を所管している部署においても、今回の監査結果を踏まえ、管理体制の整備を図り、適正な事務運営に努められるよう次のとおり要望するものである。

1 団体の事務処理に係る基準等の整備について

団体の現金管理に関して、公金の取扱いに準じた全庁統一的な基準等を設けて事務を行っている地方公共団体の例も見られるが、本市には団体の事務処理に係る統一的な基準等がなく、所管する部署に委ねられていることから内部統制の整備に差が生じており、事件事故につながる可能性があることを認識する必要がある。特に、現金預金の管理の適正化や内部チェック体制の確立など市職員が団体事務に関与するうえでのリスクに適正に対応する必要がある。

また、庁舎内に事務局を置いていることについて、職務命令や事務分掌規則に市の事務として位置づけ、会則等においても市職員が事務従事する根拠を明確化しておく必要がある。

各団体において、内部統制が十分に整備され、事件事故の発生を抑えることができる体制整備を図られるよう会計事務や市職員の服務上の手続きを含めた事務従事の基準等を各団体の実情に応じて整備されたい。

2 団体に対する市の関与についての検討について

団体は、設立後相当の期間が経過している団体が多い。社会情勢や行政需要の変化にともない、団体の設置目的、事業の有効性を検証し、団体の自立に向けた取り組みを含め、団体事務への市職員の従事のあり方、市庁舎内に事務局を置く必要性、団体の必要性について見直しを図られたい。